

自然災害債務整理ガイドライン新型コロナ特則の利用を検討される方へ
(すでに金融機関等から手続着手同意書を受領している方)

千葉県弁護士会

**(1) 登録支援専門家が中立かつ公平な立場からガイドラインに基づく債務整理
手続を支援致します**

登録支援専門家は、利害関係のない中立かつ公平な立場から、ガイドラインに基づく債務整理手続を支援する専門家です。

申込をされた方がガイドラインに基づく債務整理手続を行うことができるよう、ガイドラインの適用対象となるかの検討、必要書類の書き方、準備すべき資料の確認などについて、登録支援専門家が支援致します。

ガイドラインを利用するためには、所定の要件を満たす必要があります。

検討の結果、ガイドラインの適用を受けられない場合には、ガイドラインの適用を取り下げたうえ、別途、債務整理等を検討せざるを得ない場合もあります。

その場合には、登録支援専門家から手続等をご案内させていただきます。

**(2) 金融機関等から受領した手続着手同意書の写しと「登録支援専門家委嘱
(初回委嘱)の依頼について」を千葉県弁護士会にご送付ください**

「登録支援専門家委嘱(初回委嘱)の依頼について」には、「借入先一覧」と「個人情報
の取扱い及び免責事項に関する同意書」が添付されています。

必要事項をご記入のうえ、千葉県弁護士会にご送付ください(郵送可)。
ご送付いただいた書類をもとに、登録支援専門家の委嘱依頼を致します。

**(3) 登録支援専門家から連絡文書が届きますので、必要書類をご準備の上、
登録支援専門家と打ち合わせを行ってください**

上記(1)の各書類が弁護士会に届いてから、2週間程度で登録支援専門家からの
連絡文書が届きますので、調整の上、登録支援専門家と打ち合わせを行ってください。

代表的な必要書類の例は次のとおりですが、申込者の方によって必要書類が異なります。
詳細は登録支援専門家とご相談ください。

- ① 住民票の写し（ご家族全員の記載があるもの、マイナンバー（個人番号）の記載は省略してください）
- ② 直近3か月分の給与明細書
- ③ 直近2年分の源泉徴収票
- ④ 負債の状況が分かる資料（償還予定表、毎月の利用明細など）
- ⑤ 税金や社会保険の滞納がある場合には、その内訳・明細が分かる資料
- ⑥ 預金通帳（直近で繰越しされている場合には、繰越し前のもの。WEB明細を印刷したものでも差し支えございません）
- ⑦ 加入している生命保険、損害保険、共済の保険証書
- ⑧ 自動車の自動車検査証（車検証）
- ⑨ 不動産の全部事項証明書（登記簿謄本）、固定資産税評価証明書

（４）すでに債務の支払いが厳しい場合には、金融機関等に支払いの猶予を依頼するなどの対応が必要となります

登録支援専門家の支援を受けて、金融機関等に対して「債務整理開始の申出」を発送し、金融機関等がその申出を受領したときから、債務の支払いを一時停止することができます。

金融機関等から「手続着手同意書」を受領しただけでは、一時停止にはなりません。

現時点ですでに債務の支払いが厳しい場合には、金融機関等に対して、支払いが厳しい旨を相談して、支払いの猶予を依頼する必要があります。

以上